

平成24年12月10日 一般質問を行いました。

録画映像 <http://www.hyogokengikai.jp/broadcast/rokuga201212.html>

インターネットで動画、議事録をご覧いただけますが、議事録をご希望の方は、コピーをお送り致します。

※インターネットでの議事録公開は登壇から数週間後となります。



第315回定例会 一般質問(要約版)

朝鮮学校に関する歴史認識と補助金支出について

1) 朝鮮学校存置に関する歴史認識について

Q 「阪神教育事件」とは、昭和23年4月14日から4月26日にかけて大阪府、兵庫県で発生した在日朝鮮人らによる民族教育闘争、逮捕監禁・騒乱事件であり、GHQが戦後唯一の非常事態宣言を布告したものである。生徒らへの偏見や差別は絶対にあってはならないが、朝鮮学校の特殊性を象徴する出来事だったのではないか。そこで、阪神教育事件のような朝鮮学校の歴史的経緯をどのように認識されているのか、知事に伺う。

A 阪神教育事件については、戦後の混乱期、在日の方々の子弟の教育において、公立学校を利用した学校の閉鎖と私立学校の設立を巡る当局と関係者等での紛争が生じていたから起こった事件と承知している。

その後、文部省と朝鮮人団体との間で、条件付きで私立学校の申請をするという協定が結ばれたが、義務教育としての要件を満たすことが難しいため、一条校としては設置されなかった。

現在県内にある朝鮮学校6校については、昭和34年に他の外国人学校と同様に学校教育法に基づき知事が認可した各種学校として、設立運営されている。(答弁:井戸知事)

2) 朝鮮学校に対する外国人学校振興費補助金について

Q 朝鮮学校は朝鮮総連と直結するとされている。兵庫県では、朝鮮学校に対する支援として、外国人学校振興費補助金を県独自で出しているが、その額は毎年1億3000万円にのぼり、この金額は他府県に比べて突出している。

東京都、大阪府の補助金の実質的な不交付の決定以外にも、全国的に朝鮮学校への補助金の見直しが進んでいるが、本県独自の朝鮮学校に対する外国人学校振興費補助金のあり方や補助金の執行について、今後の方針について所見を伺う。

A 朝鮮学園を含む外国人学校においては、各種学校として私立学校に準じた支援を実施している。

しかし、国の就学支援金の上乘せ補助として平成22年度に創設した授業料軽減補助[※]については、現時点において執行していない。引き続き、国の審査状況や検証内容など国の動向を注視しながら対応を決めていきたい。

※私が質問で取り上げた補助金は別の補助金。年に約500万円の予算計上がされていたもの。(答弁:井戸知事)

県立高等学校等における国際的な人材育成について

1) 海外留学の推進について

Q 世界を視野に働ける人材が求められているが、本県の県立高校では、海外の大学への進学を含め、海外に留学する生徒が少ない状態にある。具体的なイメージを持つことができれば、もっと希望者は増えると思われる、円高の今は将来への投資のチャンスともいえる。

そこで、生徒の海外留学の必要性をどのように認識し、取り組むのか、当局の所見を伺う。

A 本県の国際系学科・コースの生徒に対するアンケートでは、留学を希望する生徒は多くいるが、ほとんどの生徒が経済的な支援、また情報を求めているという結果が出ており、こうした高校生が留学しやすい環境を整備することが課題であると認識している。このため、今年度から新たに国の事業を活用して、一年間の留学に対する促進事業として、15名に対して1人40万円の留学支援を実施したところだが、今後はさらに支援対象者の拡充を検討し、姉妹校との交流をいかしながら、一方では留学を紹介する法人団体等の情報の積極的提供も行い、留学支援の充実を図っていきたく思っている。(答弁:大西教育長)

2) 英語教育の充実について

Q 中高一貫校の芦屋国際中等教育学校では、外国人生徒30名、海外から帰国した生徒30名、海外での生活等を指す日本人生徒20名で各学年を構成しており、異なる言語環境や文化の中で育った生徒がともに学んでいる。入試倍率を見ると、外国人、帰国子女枠がそれぞれ2~3倍程度、日本人枠が10倍程度と、人気が高く、このような学校環境のニーズの高さを示している。

そこで、グローバル人材を育成するという観点から、国際系学科・コースに限らず、情報やそれに基づく自分の考えなどを適切に伝える英語教育を充実すべきではないかと考えるが、教育委員会の所見を伺う。

A 本県では、全ての県立高校に外国語指導助手を配置し、また全ての生徒がネイティブスピーカーによる英語の授業を受ける機会を設けている。さらに英語指導改善拠点校において英語によるコミュニケーション能力向上のための指導法や学習評価の研究に取り組んでいるところである。

また、理数系教育に重点を置く学科においては、理数科目を英語で実施するなど、英語によるプレゼンテーションスキルの育成にも取り組んでいるところである。来年度からは、新しい学習指導要領に基づき、全ての学校において英語に関する科目の授業は英語で行うことを基本としている。情報や考えなどを伝える能力の育成等の取組を県立高校全体に普及させ、各校の特色を生かした英語教育の更なる充実に取り組んでいく。(答弁:大西教育長)

大学全入時代における県立高等学校でのキャリア教育の充実について

Q 高等学校卒業者の進学率は年々上昇し、平成23年度には大学、短期大学への進学率は全国で53.5%、本県では60.0%となった。一方で、四年制私立大学の約半数が定員割れになっており、高等教育、教育研究のあり方が問われている。

現在は、入学者選抜方法の多様化や高校での履修状況にばらつきがあることから、大学入学者の学力や意欲に極端な差がみられ、6割を超える大学教員が「学力低下」を問題視している。大学全入時代であるがゆえに、安易に大学進学を選択しやすい環境になっているのではないかとも思われる。

入り口としての学区再編などの入試制度改革と同様に、出口である進路指導を適切に行うこと、望ましい勤労観・職業観の育成に取り組むことも必要である。生徒の適性に応じた主体的な進路選択につなげるキャリア教育の充実について、教育委員会の所見を伺う。

A 文部科学省によると、大学一年生の約3割が高校卒業までに職業を意識したことがなく、将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りする傾向が強いなどの課題が指摘されている。こうしたことが大学の中途退学者の増加の一因ともなっていると考えられる。県教育委員会においても、生徒一人一人が自立するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育が重要であると考えている。

こうしたことを踏まえ、大学等への進路指導においては、自己の在り方生き方を考え、目的意識をもって主体的に大学や学部を選択ができるよう、支援を行っている。また、ご指摘の推薦入試やAO入試に対しては、大学が求めている学生像を十分に説明し、安易な進路選択にならないよう指導を行っているところである。

これからも、生徒が能力・適性に応じ、大学卒業しての人生設計も含め、目的意識をもって主体的な進路選択ができるよう、計画的、組織的な進路指導に一層努めていく。そして、大学、経済関係団体とも連携を図り、生涯にわたり個性や能力を磨いて、志をもって自らの未来を切り拓く力を育むキャリア教育の充実にも努める。(答弁:大西教育長)

「ハート購入法」施行に備えた障害者優先調達の取組について

Q 自民、公明両党が、立法化に向けて積極的な国会活動を展開していた、いわゆる「ハート購入法」を前身として、平成25年4月から施行されることになった「障害者優先調達推進法」は、地方公共団体の責務として、障害者就労施設等の受注機会の増大を図る努力義務が生じ、調達方針の策定・公表、調達の実施、実績の取りまとめ・公表を行うこととなる。

同法の施行を控え、現状の認識と県域で障害者優先調達を進めるための取組について県当局の所見を伺う。

A 県としては、事業所等がこれまでの県・市町に加えて国からの発注を円滑に受注するべく、①国の出先機関の発注業務に係る情報の入手、②それぞれの事業所等が受注できる役務や授産製品の把握と発信、③事業所等のスキルアップのための研修等を実施し、兵庫セルブセンターを共同窓口にすることで、受注内容を公平適切に割り振れる体制づくりを目指す。今後、「ハート購入法案」の精神を受け継ぐ今回の推進法施行を受け、県として障害者の自立を一層支援していく。(答弁:太田健康福祉部長)

犯罪被害者への支援について

Q 警察では、ひょうご被害者支援センターというNPO法人を兵庫県公安委員会により犯罪被害者等早期援助団体として指定し、被害者支援を行っているということである。当センターの業務は、被害者からの相談のほか、付き添いなどの直接支援活動が主なものだが、その件数は年々増加しており、刑事訴訟への被害者参加制度が浸透することにより今後さらなる増加が見込まれる。

そこで、このような民間団体の機能を活かし、警察としてどのようなサポートをしていくべきかと考えているのか、所見を伺う。

A 現在、ひょうご被害者支援センターにおいては年間約900件の相談や約80件の直接支援への対応を実施しているが、更なるニーズの高まりや支援要請の増加に対応するためには、財政的、人的な活動基盤の充実が必要である。

そこで、さらに広報啓発を進めるとともに、新たな賛助会員の獲得やボランティアの育成に対する援助を推進するなど、ひょうご被害者支援センターが多くの県民から支えられ、充実した活動が図られるよう、積極的な基盤強化に努めていきたい。(答弁:倉田本部長)

〈知事の答弁に対する再質問〉

Q 知事の歴史認識をお伺いして再度質問する。

朝鮮学校の、この事件に関しては、民族感情を利用した革命行為という側面もあるのではないかと思う。

なぜかといえば、当時が革命前夜のような雰囲気の時であったということと、また、この事件で1,732名検挙されており、その中で一部の人間は、軍事委員会や軍事裁判所にかけられている。このうち1名は、日本人の共産党市議会議員であったということである。

このような背景を踏まえて、現在も調査もなしに学校の支援を続けているということだが、改めて、朝鮮学校が今現在どのようになっているのか、もし時代が違うのだから変わっていると言うならば、なぜ変わったと言えるのかを伺いたい。

もう1点がこの助成金について、正確な金額まではわからないが、現在の高等専修学校への補助金額と朝鮮学校への補助金は、生徒一人当たりの金額に随分差があるようである。

そこで、同じ枠組みの私立専修学校、各種学校補助という助成金制度であるが、なぜこのような差額が生じているのかを再質問する。

A さきほど言ったように事件は事件としてあったが、その後文部省と関係団体とで協議がなされて、一定の枠組みの中で私立学校としてスタートすることが指導されたが、結果として、普通の私立学校としての設立が難しかったために、他の外国人学校と同様に専修学校として、昭和34年に、戦後の混乱期とはまったく異なる対応がされて専修学校としてスタートを切ったということではないか、その様に私は考えている。したがってそれ以降、外国人専修学校としての大きな非違等はないのでそのまま振興費助成を続けているということである。

合わせて単価の違いは、一般の専修学校とは異なる単価を設定して振興費助成を行っているため、差があることは事実である。その理由は小学校、中学校、高等学校レベルの生徒を教えている各種専修学校であるから、他の外国人学校と同様の単価を用いているということである。(答弁:井戸知事)